

議案第132号

前橋市介護保険法関係手数料条例の改正について

令和6年11月28日提出

前橋市長 小川 晶

前橋市介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

前橋市介護保険法関係手数料条例（平成24年前橋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「申請」の次に「又は法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の申請（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者によるものを除く。）」を加える。

別表中備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、備考1として次のように加える。

- 1 同一の事業所において居宅介護支援事業と介護予防支援事業との一体的な運営をするため、指定居宅介護支援事業者の指定及び指定介護予防支援事業者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。